

「九州広域行政機構（仮称）」の検討状況について（経緯）

○「地域主権戦略大綱」（H22. 6. 22 閣議決定）（抄）

第4 国の出先機関改革の原則廃止（抜本的な改革）

2 改革の枠組み

（6）今後の改革の進め方

（「アクション・プラン（仮称）」の策定）

・・・個々の出先機関の事務・権限の地方移譲等の取扱方針及びその実現に向けた工程やスケジュール並びに組織の在り方について明らかにする「アクション・プラン（仮称）」を年内目途に策定する。

○「九州広域行政機構（仮称）」の設立を目指して」（H22. 10. 18 九州地方知事会）

- ・国の出先機関の事務・権限・人員・財源等について、「丸ごと」受け入れる決意であり、これ自らの手で運営すべく、九州広域行政機構の設立を目指すことで合意。

○「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」

（H22. 12. 28 閣議決定）（抄）

1 出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域的実施体制の枠組み作りのため、所要の法整備を行う。

（2）事務・権限移譲の在り方について

出先機関単位で全ての事務・権限を移譲することを基本とする。

全国一律・一斉の実施にこだわらず、広域で意思統一が図られた地域からの発意に基づき移譲する仕組みとする。

（4）スケジュールについて

平成24年通常国会に法案を提出し、準備期間を経て26年度中に事務・権限の移譲が行われることを目指す。

○「広域行政機構法（仮称）」の骨子（案）」（H23. 2. 17）

- ・第1回「アクション・プラン」推進委員会（H23. 2. 17）において、「九州広域行政機構（仮称）」の設立を目指して」（H22. 10. 18 九州地方知事会）に沿って作成した「広域行政機構法（仮称）」骨子（案）」を九州地方知事会長が説明。

○「九州広域行政機構（仮称）」が移譲を受ける出先機関について」

（H23. 5. 26 九州地方知事会）

- ・アクション・プランに沿った国の出先機関の移譲を確実に実現するため、まず、九州経済産業局（経済産業省）、九州地方整備局（国土交通省）、九州地方環境事務所（環境省）について先行して国と協議を進めることを表明。